

副食費に係る補助制度のご案内

令和7年9月改定

幼稚園における給食費は、主食（ご飯、パン）に係る費用と副食（おかず）に係る費用に区分されています。このうち、副食費部分について、一定の要件を満たす方に対し、川口市から補助金が交付されます。対象となる保護者の方につきましては、下記の内容により、川口市に対し、補助金の申請を行ってください。

補助対象要件

次のア、イのいずれかに該当する場合に補助対象となります。

ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が 77,101 円未満である
※ 4～8 月は前年度、9～3 月は当該年度の市民税所得割額に基づく。

※ 市民税額は住宅借入金等特別税額控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。

イ 同一世帯内の小学校 3 年生以下の子どもの人数を数えた場合に、幼稚園利用中のお子さんが第 3 子（3 番目）以降になる

補助金額

月額 4,900 円を上限額として、月ごとに上限額と実際に支払った副食費の額を比較して、少ないほうが補助額となります。

申請に必要な書類

次のア～ウ（ウは該当する場合のみ）の書類を準備し、川口市に提出をしてください。

ア 川口市副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金交付申請書兼請求書
※ 利用中の幼稚園から受け取ってください。

イ 領収証（支払った給食費のうち副食費の額がわかるもの）

《補助対象となるための要件が「ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯員の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満である」場合は、次の書類も提出してください。》

ウ 該当する世帯員全員の市民税所得割額がわかる書類（課税証明書等）

※ 補助対象にあたるかの判断に用いる課税年度は、補助対象月によって異なります。

詳細は「提出前チェックリスト No.3」を確認してください。

申請書の提出時期等と提出先

■ 申請書の提出時期等

申請書の提出時期等は下表のとおりとなります。

期別	対象月	提出期限	支払予定月	支払方法
第 1 期	4～6 月	7 月：最終開庁日	8～9 月	保護者の 指定口座 に振込みます
第 2 期	7～9 月	10 月：最終開庁日	11～12 月	
第 3 期	10～12 月	1 月：最終開庁日	2～3 月	
第 4 期	1～3 月	4 月：第 3 週最終開庁日	5 月	

※ 年度内の申請を一括して行うこと（例：第 3 期分の申請時に第 1～3 期分をまとめて申請）もできます。ただし、複数年度分を一括して申請する場合は、年度毎に 1 枚申請書が必要となります（前年度：1 枚、当該年度：1 枚）。

※ 提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が前年度分までのものに限る）。

■ 申請書の提出先

請求書の提出先は利用する幼稚園となります。提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金 補助対象確認に関するフロー

在籍している施設は新制度未移行幼稚園ですか

はい

いいえ

対象児童は小学校3年生以下の子どもから数えて第3子（3番目）以降ですか

はい

いいえ

市区町村民税の申告はしていますか

はい

いいえ

算定する年度の市区町村民税所得割合算額は77,101円未満ですか※1

はい

いいえ

対象児童の祖父母と同居していますか※2

はい

いいえ

算定する年度の市区町村民税（対象児童の父母（保護者））は非課税ですか※1

はい

いいえ

対象児童の父母（保護者）は、祖父母の地方税法上の被扶養者となっていますか

はい

いいえ

対象児童の祖父母（同居）は市区町村民税の申告はしていますか

はい

いいえ

対象児童の祖父母（同居）の市区町村民税所得割合算額は77,101円未満ですか※1

はい

いいえ

補助対象

補助対象外

- ※1(1) 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定。
- (2) 【4月～8月分】前年度の市区町村民税所得割合算額で算定
→前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等※の提出が必要となります。
【9月～3月分】当該年度の市区町村民税所得割合算額で算定
→今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等※の提出が必要となります。
- *市区町村民税課税（非課税）証明書等
市区町村民税課税（非課税）証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点
- (3) 海外収入がある場合、国内外の収入を合算して決定します。海外収入がある方、海外居住等により市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額・控除等の証明書類の提出が必要です。
- ※2(1) 祖父母と同地番の別棟で生活している場合や、二世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合は、同居とはしない。
- (2) 祖父母と別居しているが、生計を一にしている場合（生活費や家賃を仕送りしている等）は、同居とする。
- ※3 【母子・父子家庭である場合】
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写しの提出が必要となります。
- ※4 【保護者が離婚を前提に別居している場合】
離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しの提出が必要となります。
- ※5 提出前チェックリストにて提出書類、有効期間をご確認ください。
- 申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定します。

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
1	☐	交付申請書兼請求書の「1 申請理由」で、1もしくは2のチェックは入っているか。
【「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合 ※No.3・4・5に該当する場合で必要書類の提出がない場合、市民税所得割合の判定ができないため、不交付決定となります。		
2	☐	補助対象確認に関するフローに基づき、市民税所得割合算額が77,101円未満であることを確認したか。
3	☐	【前年もしくは今年1月1日現在の住所が市外の場合】 4月～8月分の申請 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等 * が添付されているか。 9月～3月分の申請 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等 * が添付されているか。 * 市区町村民税課税（非課税）証明書等 市区町村民税課税（非課税）証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点 * 海外収入がある場合、国内外の収入を合算して決定します。海外収入がある方、海外居住等により市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額・控除等の証明書類の提出が必要です。 * 過年度申請についてはお問い合わせください。
4	☐	【母子・父子家庭である場合】 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写しが添付されているか。 ・申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効 ・離婚手続き中等の理由により、「戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写し」が提出できない場合は、「離婚届受理証明書」を提出
5	☐	【保護者が離婚を前提に別居している場合】 離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しが添付されているか。 ・書類が提出できない場合、別居中とは認められず、市区町村民税所得割合を合算します。そのため、対象年度1月1日現在の住所が市外の場合は、市区町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。なお、税情報が不明の場合、補助金は不交付決定となります。
「1 申請理由」で、《同一世帯内の小学校3年生以下の子どもの人数を数えた場合に、申請子どもが第3子以降である》にチェックを入れた場合		
6	☐	申請子どもが第3子以降にあたるどうか。 第1子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下) 第2子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下) 第3子カウント 氏名 _____ (申請子ども)

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
7	☐	交付申請書兼請求書の「2 申請保護者」で、現住所と異なるにチェックが入っている場合、市民税課税（又は非課税）証明書が添付されているか。
8	☐	交付申請書兼請求書の「4 同居世帯員の状況」で、世帯員の記載漏れがないか。
9	☐	交付申請書兼請求書の「5 祖父母の状況」で、記載漏れがないか。 ※「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合のみ
10	☐	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、②の副食材料費の金額は領収証（副食材料費部分）の金額と同一か。
11	☐	申請月の領収証は添付されているか。 ※1 銀行口座からの引き落としで、幼稚園からは園だより等で副食材料費部分の金額が示されている場合 →《①金額が記載された園だより等、②対象預貯金通帳の金融機関名・支店名・預貯金種別・口座名義・口座番号が記載されたページ、③対象預貯金通帳の取引履歴ページ（申請月の副食費の支払いがわかるもの）》の3点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。 ※2 集金袋にて徴収されている場合 →《①領収印が押された集金袋、②（副食材料費の額が集金袋に記載されていない場合）副食材料費の金額がわかる資料》の2点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。
12	☐	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、③交付申請額は《②と4,900円を比較して少ない額》が正しく記載されているか。
13	☐	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、振込口座は正しく記載されているか。